

SNSで知り合った友人に「海外の事業者に投資すれば暗号資産で配当が入る。人に勧めれば紹介料も得られる」と勧められ、貸金業者に50万円を借りて契約した。その後、投資セミナーに参加したが仕組みが理解できずもうかりもしない。解約を申し出たが「規約上、返金できない」と言われた。

(20歳代男性)

商品やサービスを契約した後、人を勧誘して紹介料などの報酬を得る販売方法を、マルチ商法（連鎖販売取引）と言います。

従来は健康食品や化粧品など商品の契約が大半でした。最近は暗号資産、海外事業者への投資、会員権など複雑なサービス（役務）を組み合わせた『モノなしマルチ商法』が急増中です。

友人や知人のほか、相談者のように、SNSで知り合った相手に誘われることも多く、断っても「必ずもうかるから借金してもすぐ返せる」と勧められ貸金業者から借金をしたり、クレジットカードで高額決済をしたりしてしまうケースがみられます。

ただ、契約しても、サービスの実態やもうかる仕組みは曖昧なことが多く、説明通りには稼げず借金だけ残ったり、知人を勧誘して信頼関係を失ってしまったりというトラブルが後を絶ちません。

特定商取引法の連鎖販売取引に該当する場合、20日間のクーリング・オフ期間がありますが、海外事業者は国内に問合せ窓口がなく解約の申し出が困難だったり、自社基準で解約に応じないと定めているところがあり、解約や返金の交渉は難しいのが現状です。

「必ずもうかる」などのうまい話はありません。説明はうのみにせず、実態不明な『モノなしマルチ商法』を勧められても、はっきり断るようにしましょう。